

住宅耐震改修工事

平成 28 年 4 月 改訂版

金融機関で融資を受けて耐震改修工事を実施した場合に利子補給を行います。

利子補給事業

住宅耐震改修工事利子補給事業の関連事業について

ひょうご住まいの耐震化促進事業について

安全・安心な住まいづくりを推進するため、兵庫県が住宅耐震改修計画の策定及び耐震改修工事に要する費用の一部を補助する制度です。昭和56年5月以前に着工した住宅が対象となります。

1. 住宅耐震化補助

- ・耐震改修計画策定費補助

戸建住宅 費用の 2/3 (上限 20 万円)

共同住宅 費用の 2/3 (上限 12 万円 / 戸)

- ・耐震改修工事費補助

戸建住宅

工事費	補助額(定額)
50万円以上 100万円未満	30万円
100万円以上 200万円未満	50万円
200万円以上 300万円未満	80万円
300万円以上	100万円
共同住宅 工事費の 1/2 (上限 40 万円 / 戸)	

2. 部分型耐震化補助

- ・簡易耐震改修工事費補助

- ・シェルター型工事費補助

- ・屋根軽量化工事費補助

各工事とも定額 50 万円を補助

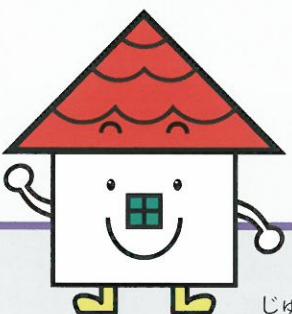
▶問い合わせ先（申し込み窓口は、各市町です。）

●兵庫県土整備部住宅建築局建築指導課 防災耐震班

078-362-4340

市町が実施している耐震改修工事費補助

県のひょうご住まいの耐震化促進事業に対して、市町が上乗せ補助を実施しています。詳しくは市役所等におたずねください。



じゅうたくん

住宅耐震改修工事利子補給事業についての問い合わせ先

兵庫県土整備部 住宅建築局 住宅政策課 住宅行政班

→ 078-362-3611

事業の概要については、県のホームページにも掲載しています。

兵庫県住宅耐震改修工事利子補給事業

耐震改修工事で安心！



リフォーム工事で快適！



耐震
改修工事

+

住宅
リフォーム

=

補助金

+ 利子補給!!

兵庫県

Point

1

住宅のリフォーム工事も対象に

耐震改修工事に要する費用に加え、耐震改修と同時に実施する、その他の住宅リフォーム工事に要する費用についても、利子補給の対象とすることができます。



Point

2

融資額のうち1,000万円までが対象になります

金融機関の融資を対象に、最大で1,000万円までを利子補給の対象とすることができます。利子補給率は1%、5年間の利子補給によって、最大約50万円の補助を受けることができます。

ひょうご住まいの耐震化促進事業の工事費の補助と合わせて、利子補給による支援を行います。(ひょうご住まいの耐震化促進事業については、裏面をご覧ください。)

お申し込みのできる方

お申し込みのできる方は、以下の要件すべてに該当する方です

- ア 「ひょうご住まいの耐震化促進事業」による工事費の補助を受けている方
- イ 「住宅改修事業の適正化に関する条例」による登録を受けた住宅改修業者によって、工事を実施した方
(住宅改修業者の登録については、裏面をご覧ください。)



利子補給について

金融機関への融資申し込み

- ・県内の金融機関で融資を受けて耐震改修工事を実施する場合に利用できる制度です。
- ・融資の利用については、県内の金融機関にご相談ください。

利子補給額の計算は

- ・利子補給額は県が定める計算方法により決定し、通知します。
- ・利子補給金の交付期間中に繰上償還を行った場合は、利子補給額を再計算する必要がありますので、所定の様式による届け出をお願いします。

交付時期は

- ・利子補給金は年2回(9月及び3月)指定口座に振り込みます。
- ・県が、金融機関に対して償還状況を照会し、適正に償還していることを確認後、請求書を送付しますので、期日までに提出してください。
- ・繰上償還や延滞があった場合は利子補給金の交付を停止します。

申請・利子補給金交付の流れ

ひょうご住まいの耐震化促進事業の確定通知書の送付を受けてから、3ヶ月以内に融資を受けた金融機関を経由して利子補給金の交付申請をしてください。

1

利子補給金 交付申請書提出 ▶金融機関を経由

※注1

審査

2

交付決定 通知書送付 【県▶ご本人】

(県が金融機関に償還状況を照会)

3

請求書(年2回)送付 【県▶ご本人】

※注2

4

請求書提出 【ご本人▶県】

5

ご本人の 指定口座に振込み(9月・3月)

注1.
ひょうご住まいの耐震化促進事業確定通知書等を添付

交付申請書の金融機関証明欄に、融資を受けた金融機関で融資内容の証明を受けてください。

注2.
添付書類として、ひょうご住まいの耐震化促進事業の工事費補助金確定通知書等の写し及び耐震改修を含む住宅リフォーム工事(耐震改修のみでも可)に係る工事請負契約書の写しを添付してください。

延滞があった場合は、請求書は送付されません。

繰上償還を行った場合は、繰上償還の届け出受理後、利子補給額を再計算し、次回以降の交付月(9月又は3月)の前に請求書を送付します。



お答えします Q&A

Q1

どんな融資でもいいのですか?

A1

兵庫県内の金融機関で受けた住宅リフォームに対する融資であれば利子補給の対象となります。住宅金融支援機構の耐震改修型リフォームローンも利子補給の対象となります。

Q2

住宅リフォーム工事についても対象になりますか?

A2

耐震改修工事を実施することが条件です。耐震改修工事と同時に実施した住宅リフォーム工事に要した費用は利子補給の対象とすることができます。なお利子補給対象額の算定においては、融資利用額から、ひょうご住まいの耐震化促進事業等の補助金額を差し引きます。

Q3

既に耐震改修工事を行って、ひょうご住まいの耐震化促進事業の工事費の補助を受けました。これからリフォーム工事をしたいのですが、利子補給は受けられますか?

A3

耐震改修工事と同時に実施するリフォーム工事でなければ利子補給の対象にはなりません。

